

# **S E C U R E A C i t y つくば研究学園**

## **集会所駐車場使用細則**

### **第 1 条 (趣 旨)**

本規約第13条（使用細則）の規定に基づき、本団地の集会所駐車場の使用に関し、必要な事項を定めるものとします。なお、本細則における用語の定義については、本規約に定めるものを除き、本細則に定めるものとします。

### **第 2 条 (使用目的)**

集会所駐車場は、本団地に現に居住する者（以下「居住者」といいます。）が、居住者への来訪者の自動車の駐車のために使用できるものとします。なお、居住者が集会所駐車場を使用することはできません。

- 2 前項の規定に係らず、本団地の維持管理を目的とした共用部分等の補修、点検等で、理事長またはその指定を受けた者が本団地に来訪した場合には、管理用駐車場として使用する場合があります。

### **第 3 条 (使用方法)**

居住者は集会所駐車場の使用を希望する場合は、居住者用ホームページにて申し込みなければなりません。

- 2 使用時間は1回の利用にあたり24時間以内とします。また、使用回数は1か月あたり最大10回までとします。
- 3 使用料は1回の利用にあたり100円とします。使用料は使用前に集会所内に備え付けの集金ボックスに入れるものとします。
- 4 集会所駐車場の使用申し込みをした者は、居住者用ホームページにて予約状況を確認することができます。
- 5 使用する際は、集会所内に備え付けの集会所駐車場管理台帳に使用日時・使用者名等を記入し、集会所内にある「駐車許可証」をフロントガラス等の見やすい部分に提示し使用するものとします。

### **第 4 条 (遵守事項)**

集会所駐車場を使用する者（以下「集会所駐車場使用者」といいます。）は集会所駐車場の使用について、次に掲げる事項を了承し、遵守しなければなりません。

- 1) 使用にあたっては、第3条第1項により使用の申込みをした者を使用責任者と定め、使用責任者は集会所駐車場の使用に伴うすべての責任を負うこと。
- 2) 集会所駐車場の使用を希望する場合は、来訪先の居住者にて車両許容範囲の確認を行うものとすること。
- 3) 集会所駐車場使用者は、使用終了後は元の状態に戻したうえで、「駐車許可証」を集会所の所定の位置に返却すること。なお、ごみは放置せずに持ち帰ること。
- 4) 集会所駐車場内で騒音を立てないよう留意するものとし、騒音を発する車の利用は認めないこと。
- 5) 集会所駐車場内で、自動車の修理、整備、清掃等を行わないこと。
- 6) 他の居住者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 7) アイドリング運転・空ぶかし等を行わないこと。
- 8) 指定の場所に、整然と駐車すること。
- 9) 車両から離れる場合は、必ず鍵をかけ、貴重品は車内に置かないこと。
- 10) 集会所駐車場使用者は自動車を自己の責任において保管するものとし、その盗難・車両の破損などの損害について、団地管理組合法人および管理会社は責任を負わないものとすること。
- 11) その他理事長より指示があるときは、これに従うこと。

2 集会所駐車場使用者が前項に掲げる事項を遵守しない場合には、理事長は、理事会の決議を経て、当該使用者の以後の使用を制限することができます。

#### 第 5 条 (事務の委託)

理事長は、本細則に定める事務の全部または一部を、第三者に委託することができるものとします。

#### 第 6 条 (細則の改廃等)

本細則の改廃は、本規約第 40 条（総会の会議および議事）第 2 項に定める総会の決議を経なければなりません。

2 本細則に定めのない事項が生じたときは、理事会で協議をして決定するものとします。

以 上